

京都市立芸術大学音楽学部履修規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(平成28年10月17日一部改正)

(平成31年3月1日一部改正)

(目的)

第1条 この規程は、京都市立芸術大学学則（以下「学則」という。）第33条、第34条及び第35条に定める授業科目の履修並びに単位の認定に関し規定することを目的とする。

第2条 授業の方法は、学則第30条の規定に基づき、講義、演習、実習及び実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行う。

第3条 授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目とする。

(単位の算定)

第4条 単位の算定基準は、学則第31条の規定に基づいて行う。

(授業科目)

第5条 授業科目は、学則第32条に定める別表第3及び別表第5に基づき編成し、年度開設授業科目はその年度の始めに公示するものとする。

(履修方法)

第6条 各授業科目の履修方法は、別表のとおりとする。

(履修登録)

第7条 授業科目の履修を希望する学生は、本学部の定める期間に、所定の様式により、直接本人が、学期又は年度の履修希望科目を教務学生課に登録しなければならない。

2 履修登録した授業科目の変更は認められない。

3 本条第1項に定める履修登録の手続きをしない者は、その年度における履修の権を放棄したものとみなす。

4 授業科目履修の中止を希望するときは直ちに教務学生課へ届け出なければならない。

(出席)

第8条 授業科目の履修については、原則として授業回数の3分の2以上の出席を必要とする。

2 学則第51条に定める演奏会及び音楽学部教授会が認める演奏会に出演する場合は、欠席回数に算出しないこととする。

3 前項に掲げる理由で授業を欠席する場合には原則として、事前に担当教員に届出なければならない。

4 この規定に定めるもののほか、欠席の取扱いについて必要な事項は別に定める。

(履修制限)

第9条 授業は、科目により定員を予告し、また履修人員を制限することがある。

第10条 特に指定する場合のほか、同一時間帯に1科目を超えて履修することはできない。

(評価基準)

第11条 成績の評価は、履修期間中の平常成績、出席状況、試験成績、提出作品及びレポート等を考慮して行う。

(評点)

第12条 成績の評価及び表示は100点法により行い、60点以上を合格とする。

2 記号法による成績表示が必要なときは、次の表に従い、100点法による表示を記号法による表示に置き換えることができる。

100点法による表示	記号法による表示
90点～100点	AA
80点～89点	A
70点～79点	B
60点～69点	C
59点以下	D

(試験)

第13条 試験は、学期末及び学年末に行うことを原則とする。ただし、必要に応じ、適宜これを行うことがある。

第14条 受験資格又は単位の認定を受ける資格を認められる者は、次の各号に掲げる条件を満たすものとする。

(1) 第7条第1項に定める受講登録を行った者

(2) 第8条に定める出席回数の条件を満たす者

第15条 最終学年度の不合格科目については、実技科目を除き、2科目以内に限り59点以下50点までの者に対してのみ再試験を行うことができる。ただし、この場合の評価は60点を超えることができない。

第16条 正当な理由により欠席した者が、所定の様式によって願い出たときは見込点又は追試験による評点を与えることがある。ただし、見込点又は追試験による評点は減点することがある。

2 前項の該当者は試験実施後1週間以内に願い出なければならない。

第17条 試験の実施に関してその他必要な事項は別に定める。

(科目の修了及び単位の認定)

第18条 合格科目に対しては、その修了を認め、所定の単位を与える。

(既修得単位の設定)

第19条 本学学生が本学入学前に大学において履修した授業科目及び修得した単位の認定については、教授会の議を経て、次の範囲内で行うことができる。

(1) 選択科目d群 8単位まで

(2) 選択科目c群 2単位まで

(3) この他の科目で音楽学部が指定する科目 20単位まで

(美術学部及び他の大学又は短期大学において修得した単位の認定)

第20条 音楽学部の学生が、本学美術学部及び単位互換協定に基づいて他の大学又は短期大学において修得した単位の認定については、教授会の議を経て、12単位を超えない範囲で認定することができる。

(その他)

第21条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は教授会の定めるところによる。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年10月17日から施行する。

附則

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

ただし、平成30年度以前に入学した者については、なお従前の例による。